

令和4年度（2022年度）  
和歌山市特定任期付職員（弁護士）採用選考受験案内

和歌山市

●受付期間 随時

※合格者が決定されるまで、随時受け付けます。

●採用予定日 令和4年6月1日以降

1 区分・採用予定人員・職務内容及び任期

区分	職	採用予定人員	主な職務内容
特定任期付職員 (弁護士)	法務専門副主幹 (副課長級)	1人	庁内弁護士としての法律相談業務 法的事案の整理、処理業務 施策の法的妥当性、法令への適合性の検証、助言等
任期	採用日から令和7年3月31日まで		

2 受験資格

次の（1）から（4）までの要件を満たす方

（1）申込日現在で、弁護士として訴訟活動に関する実務経験が2年以上ある方

（2）司法修習生の修習を終えている方

（3）次のいずれかに該当する方

ア 日本国籍を有する方

イ 出入国管理及び難民認定法に規定する永住者（採用予定日までに取得見込みの方を含みます。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者（採用予定日までに取得見込みの方を含みます。）

（4）次のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 選考の方法

書類審査（申込書類の記載内容について、専門性、業績等を審査）と口述試験（個人の形式による、主として人物、性格等についての面接）の総合得点により選考を行います。

### 4 口述試験の日時等

選考の日時及び場所は、受験申込み者に別途連絡します。

### 5 繰上げ合格制度

正式合格者が採用を辞退した場合などに備え繰上げ合格候補者をあらかじめ決定しておき、辞退等があった場合にその中から成績順に採用する制度です。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の方の中から成績順に、繰上げ合格候補者とします。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は、1人程度の予定です。ただし、和歌山市が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数となります。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用されます。
  - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
  - イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられますが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはありません。
- (5) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者が残っていても、同日以降、採用されることはありません。
- (6) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示します。

### 6 合格発表等

- (1) 合格発表予定日は、受験者に別途連絡します。なお、合格発表の方法は次のとおりです。

方 法
① 全ての受験者に文書で通知します。
② 和歌山市役所正面玄関に掲示します。

※ 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示しますが、必ず合格通知や合格発表掲示で確認してください。

※ 合否に関する電話による問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

- (2) 繰上げ合格候補者の受験番号は合格発表掲示には掲載しませんが、繰上げ合格候補者となった方には、その旨を文書で通知します。

## 7 受験申込時の提出書類

ア 申込書

イ レポート（800字以内）

テーマ「弁護士としての専門知識を和歌山市政にどのように活用していきたいか」

ウ 司法修習終了証書の写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付してください。

エ 返信用封筒（受験票送付用）

※ 長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。

## 8 受験申込みの注意事項

- (1) 受験申込みをする方は、この受験案内をよく読んだ上で、申込書に必要な事項を正しく記入し、提出してください。
- (2) 申込書の提出先は、次のとおりです。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部人事課

封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「特定任期付職員（弁護士）採用選考申込書在中」と朱書し提出してください。なお、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをしてください。
- (3) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (4) 申込書は、採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。
- (5) 試験当日に車イスを使用するなど受験に際して要望がある方は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入してください。

**提出書類に不備があると受付することができません。提出前にもう一度確認してください。**

- (1) 太線枠内の欄にもれなく記入していますか  
連絡先の電話番号を記入していますか。
- (2) 指定された書類を添付していますか。
- (3) 写真欄に写真を貼っていますか。
- (4) 返信用封筒（受験票送付用）に切手を貼り、宛先を記入していますか。
- (5) 郵便局で簡易書留郵便の手続きをして提出する準備をしていますか。
- (6) 提出期限及び提出先を再確認してください。

## 9 合格から採用まで

- (1) 合格発表後、合格者に採用日を記載した採用通知を送付します。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなったなどの場合は、採用されません。

## 10 給与等

(1) 給与は、和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づき支給されます。

給料月額（地域手当含む）
528,640円 （うち地域手当56,640円）

※ 昇任及び昇給はありません。

(2) その他、期末手当及び通勤手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当、勤勉手当、時間外勤務手当等は支給されません。

(3) 給与についての記述は、令和4年4月1日現在の条例等に基づく内容であり、採用時にはこれらと異なる場合があります。

(4) 採用された方は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになります。

## 11 服務

(1) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの週38時間45分です。

(2) 休日は原則として、土曜日、日曜日のほか国民の祝日、年末年始です。

(3) 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 採用されると地方公務員法が適用されるため弁護士業務を行うことはできませんが、弁護士登録を抹消する必要はありません。（弁護士会の会費等は、自己負担となります。）

## 12 選考に関する問い合わせ

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

選考に関する問い合わせ先 和歌山市総務局総務部人事課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎 5階

(直通) 073-435-1019 (代表) 073-432-0001 内線2566、2567